

平成29年11月14日
総務省九州管区行政評価局

平成29年度第3期行政評価・監視（地域計画調査）の実施について

九州管区行政評価局（局長：佐藤 裁也）では、九州における地域住民の生活に密着した行政上の問題について、独自にテーマを選定して、調査を行い、必要な改善を促す地域計画調査を実施しています。

平成29年度第3期（平成29年11月から30年3月）においては、「九州における「道の駅」に関する調査－災害時の避難者への対応を中心として－」を実施しますのでお知らせします。

<照会先>

総務省九州管区行政評価局

担 当：評価監視部 第4評価監視官
三木 賢英

電話（直通）：092-431-7094

F A X：092-431-7085

九州における「道の駅」に関する調査－災害時の避難者への対応を中心として－（計画概要）

調査の背景等

- 「道の駅」は、平成16年10月の新潟県中越地震、23年3月の東日本大震災において、被災者の避難場所、被災情報等の発信や被災地救援のための様々な支援の拠点として活用されたことなどから、国は、「道の駅」の防災拠点化に向けた取組を推進している。
- 九州では、平成28年4月の熊本地震において、「道の駅」が一時避難場所、トイレ、情報等を提供したり、支援基地の役割を果たしたものの、i) 受水槽、自家発電機、防災トイレ等のハード面や、ii) 地域防災計画等への位置付け、大規模災害時協定の締結等のソフト面の整備等、今後「道の駅」を防災拠点として機能させるための課題が明らかになった。
また、平成29年7月の九州北部豪雨では、災害ボランティアの宿営地の役割を果たした「道の駅」などもある。
- 九州には多くの活断層が存在するほか、九州東部沿岸では南海トラフ地震による津波被害が想定されることから、九州各県の「道の駅」では、地震、津波、豪雨等の大規模災害を想定した防災拠点としての機能の整備・強化が求められている。

調査対象機関等

- 1 調査対象機関等：九州地方整備局、県、市町村、関係団体
- 2 調査実施期間：平成29年11月～30年3月（予定）

調査の概要

主な調査事項

「道の駅」を防災拠点として機能させるための対策の実施状況等

- ① 災害時のマニュアル・協定の作成等のソフト対策の実施状況
- ② 防災設備・物資の整備等のハード対策の実施状況
- ③ 九州地方整備局等によるソフト対策・ハード対策に対する支援状況
- ④ 各種自然災害のハザードマップにおける位置付けに沿った対策の実施状況
- ⑤ 公衆無線LANの整備状況等

調査手法

① 実地調査のほか、九州の全ての「道の駅」にアンケートを実施

② 防災対策の進捗状況について、

整備手法

所在地域

被災経験の有無

による差異を分析 など

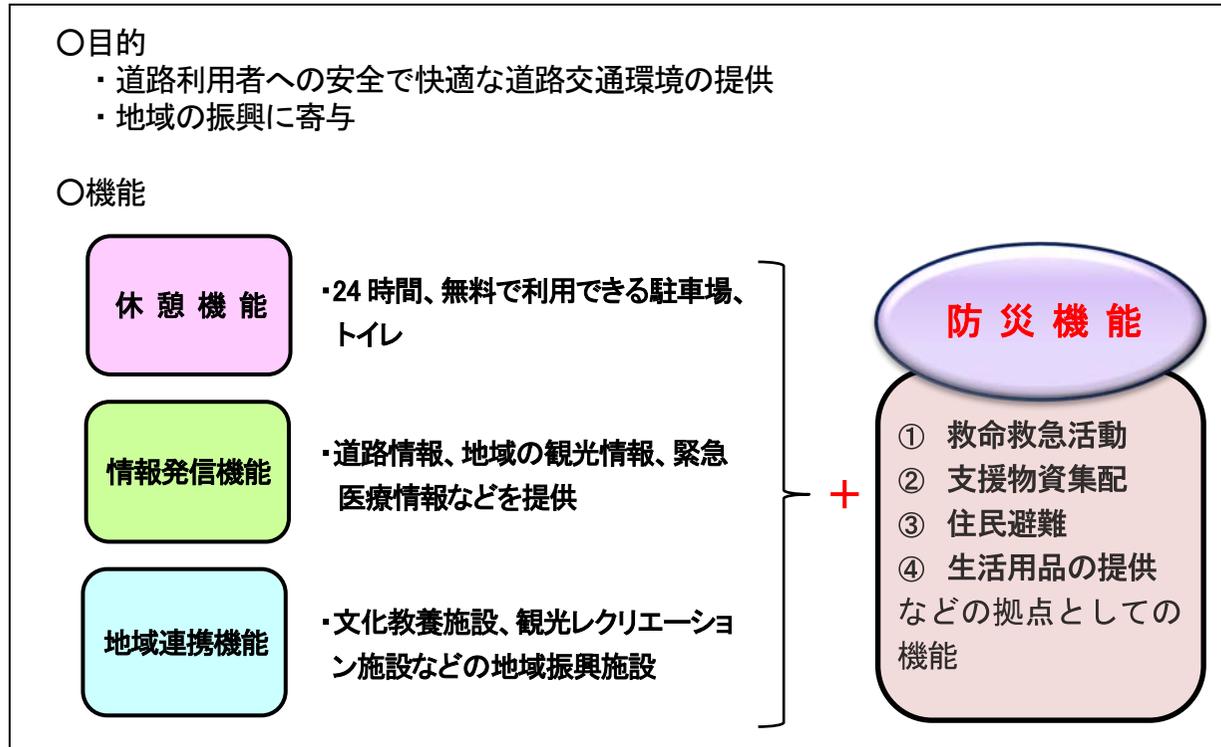
平成29年度第3期行政評価・監視計画（地域計画）

<p>名 称</p>	<p>九州における「道の駅」に関する調査—災害時の避難者への対応を中心として—</p>
<p>目 的</p>	<p>「道の駅」とは、「地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設」とされている。具体的には、無料で利用できる十分な容量の駐車場、清潔な便所、道路・地域に関する情報提供等の多様なサービスを提供する案内・サービス施設等を備えるものとされている。「道の駅」の登録数は、全国で1,117駅、九州では128駅（うち127駅が開業）となっている（平成29年4月21日現在）。</p> <p>国土交通省は、平成16年10月の新潟県中越地震で「道の駅」が被災者の避難場所や道路情報・被災情報等の発信拠点として活用されたことを受け、19年3月の社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会において、「道の駅」の従来の機能に加えて今後展開すべき機能の多様化の一例として、災害時に対応した「道の駅」の防災機能の充実による防災拠点化を挙げている。23年3月の東日本大震災でも、東北の被災地近隣の「道の駅」が緊急避難者の受入場所、被災地救援のための様々な支援の拠点として活用されており、その後に策定された「国土強靱化政策大綱」（平成25年12月17日 国土強靱化推進本部）及び「国土強靱化アクションプラン2017」（平成29年6月6日 国土強靱化推進本部）等では、「道の駅」の防災拠点化に向けた取組の推進が求められている。</p> <p>九州においては、平成28年4月の熊本地震を受け、「道の駅」設置市町村長等で構成される九州・沖縄「道の駅」連絡会が、「熊本地震で「道の駅」が防災拠点として果たした役割」をまとめている。当該レポートには、熊本地震の直後に「道の駅」が果たした一時避難場所、トイレ、情報等の提供、支援基地の設置等の役割、今後「道の駅」を防災拠点として機能させるために必要なソフト面・ハード面の整備に係る課題等が記載されている。また、29年7月の九州北部豪雨では、災害ボランティアの宿営地の役割を果たした「道の駅」などもある。</p> <p>九州には多くの活断層が存在するほか、九州東部沿岸では南海トラフ地震による津波被害が想定されることから、九州各県の「道の駅」では、地震、津波等の大規模災害を想定し、防災拠点としての機能を整備・強化していく必要がある。</p> <p>この調査は、このような状況を踏まえ、防災拠点としての「道の駅」の機能の整備・強化を図る観点から、国、県、市町村等における「道の駅」の防災機能の整備状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。</p>
<p>調 査 項 目</p>	<p>1 防災拠点として機能させるための対策の実施状況等（①「道の駅」における災害時のマニュアル・協定の作成等のソフト対策の実施状況、②「道の駅」における防災設備・物資の整備等のハード対策の実施状況、③九州地方整備局等による「道の駅」のソフト対策・ハード対策に対する支援状況、④「道の駅」の整備手法、所在地域等によるソフト対策・ハード対策の進捗状況の差異、⑤各種自然災害のハザードマップにおける位置付けに沿った「道の駅」における対策の実施状況、⑥「道の駅」における災害時（平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨）の被災情報等の発信状況）</p> <p>2 その他（①「道の駅」における公衆無線LANの整備状況等、②「道の駅」における公衆電話の設置状況等、③「道の駅」におけるAEDの設置状況等）</p>
<p>調 査 対 象 機 関</p>	<p>九州地方整備局</p>
<p>関連調査等対象機関</p>	<p>県、市町村、関係団体</p>
<p>調 査 実 施 時 期</p>	<p>平成29年11月～30年3月（予定）</p>
<p>担 当 評 価 監 視 官</p>	<p>九州管区行政評価局 評価監視部 第4評価監視官</p>

〈参考資料〉

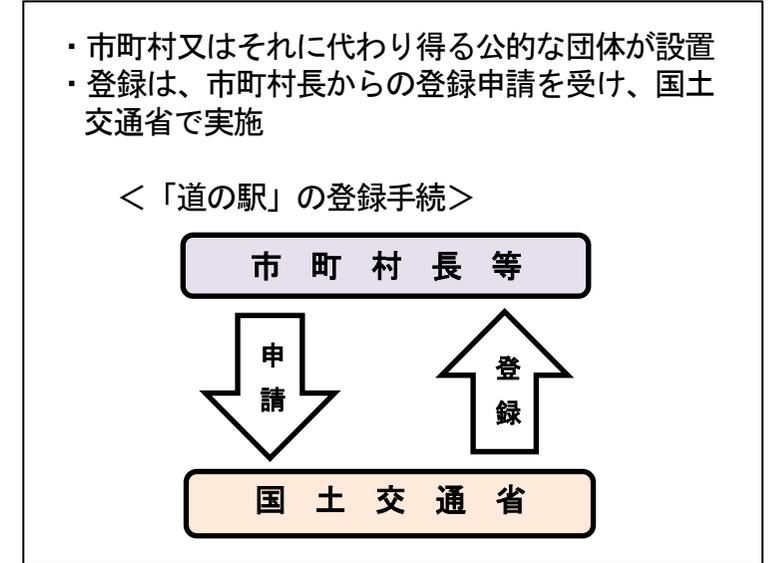
【「道の駅」の概要】

図表1 「道の駅」の目的と機能



(注) 国土交通省ホームページに基づき、当局が作成した。

図表2 「道の駅」の登録手続



(注) 国土交通ホームページに基づき、当局が作成した。

【「道の駅」の登録数】

図表3 九州各県における「道の駅」の登録数（平成29年4月21日現在）

(単位：駅)

区分	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州計	全国計
「道の駅」登録数	16	9	11	30	24	17	21	128	1,117

(注) 1 国土交通省ホームページに基づき、当局が作成した。

2 128駅のうち、佐賀県の1駅（「道の駅 しろいし」）を除く127駅が開業している。

【「道の駅」における防災機能の整備】

図表4 国土強靱化政策大綱（平成25年12月17日、国土強靱化推進本部）
（抜粋）

（別紙3）施策例
【個別施策分野】
8. 交通・物流
○ 大規模災害発生時に道路の機能を発揮するため、災害への予防的対策等として、耐震補強や斜面・盛土等の対策、無電柱化、避難路・避難階段の整備、代替性の確保のための道路ネットワークの整備等による交通ネットワークやサプライチェーンの機能確保を推進する。あわせて、道の駅の防災拠点化や、改正道路法に基づく協議会を活用した緊急輸送道路の再構築と広域啓開体制の構築・強化等を推進する。

（注） 下線は当局が付した。

図表5 国土強靱化アクションプラン2017（平成29年6月6日、国土強靱化推進本部）（抜粋）

第4章 プログラム推進のための主要施策
8. 交通・物流
（交通ネットワークの強靱化の推進）
○ 地域防災計画等に基づき、地方公共団体と役割分担を図りながら、道の駅の防災設備、海拔表示シートの整備、道路施設への防災機能の付加（避難路、避難階段）、道路啓開計画の実効性向上の取組を推進する。また、山間部等において民間を含めた多様な主体が管理する道を把握し、避難等に活用する。【国土交通省】

（注） 下線は当局が付した。

図表6 「道の駅」の防災機能の強化等の状況（平成25年次会計検査院検査結果に基づくもの）（単位：駅）

	非常用電源、貯水槽等の防災機能の強化を図っている「道の駅」	地域防災計画上防災拠頭に指定されている「道の駅」	災害発生時の運用方法等について、協定等を締結している「道の駅」	「道の駅」の箇所数
「道の駅」の箇所数 (30道府県)	181 (28.1%)	208 (32.3%)	29 (4.5%)	643 (100%)
福岡県	10	3	0	16
佐賀県	2	0	0	8
長崎県	1	2	0	9
熊本県	1	1	0	23
鹿児島県	5	3	0	19
九州計（大分県及び宮崎県を除く）	19 (25.3%)	9 (12.0%)	0 (0%)	75 (100%)

（注） 1 「公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について（平成25年10月）」（会計検査院）に基づき、当局が作成した。
2 「道の駅」の箇所数643は、平成25年次の会計検査院の検査の対象となった33道府県から岩手県、宮城県及び福島県を除いた30道府県（九州では、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県）に所在する「道の駅」の箇所数である。

図表7 「道の駅」における防災施設・設備の設置例



(非常用電源装置)



(飲料水貯水槽)



(防災備蓄倉庫)



(災害対応用トイレ)

(注) 写真は、「道路行政セミナー」(平成21年3月号)(国土交通省道路局)、「四国技法」(第11巻第22号、平成21年1月1日号)(国土交通省四国地方整備局)から転載した。